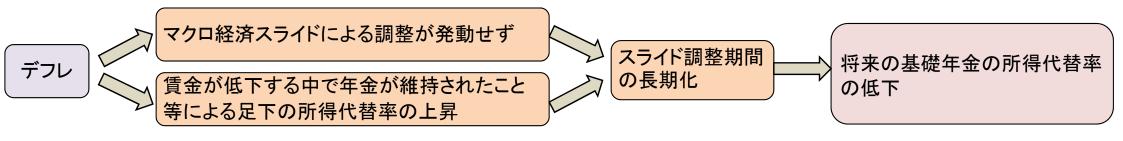
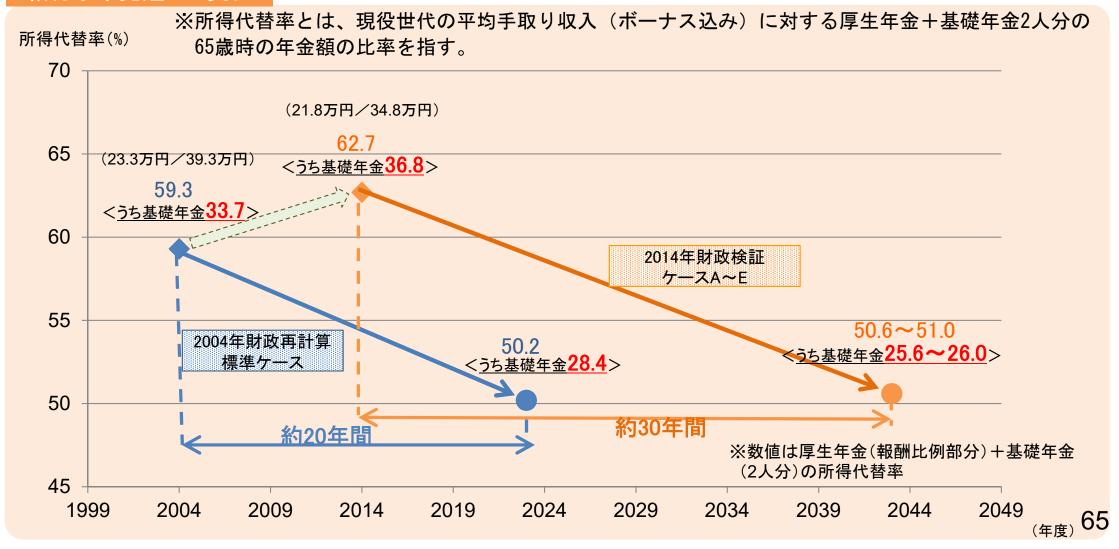
# デフレが給付水準に与えた影響

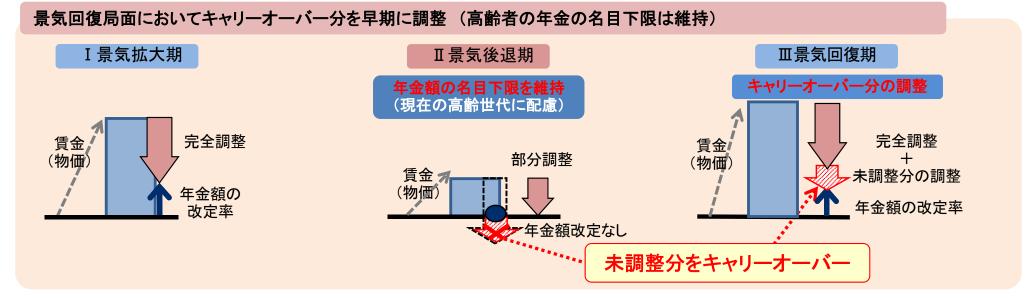


## 給付水準見通しの変化

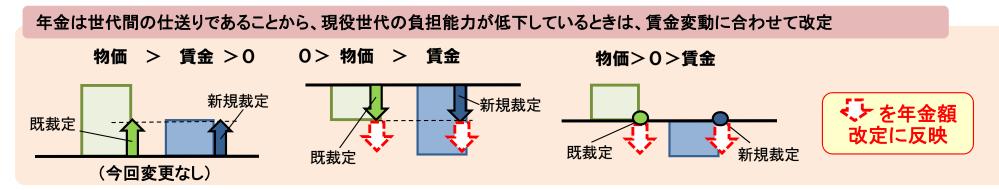


# 年金額の改定ルールの見直し

- 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。
  - ① <u>マクロ経済スライド</u>について、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、<u>名目</u> <u>下限措置を維持</u>し、<u>賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整</u>。 【平成30年4月施行】
  - ② <u>賃金・物価スライド</u>について、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、<u>賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底</u>。 【平成33年4月施行】
- ① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)



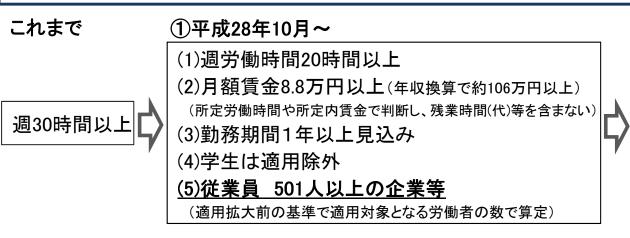
② **賃金: 物価スライドの見直し** (賃金: 物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)



# 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の現状

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険(年金・ 医療)の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (平成28年10月~)501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ② (平成29年4月~)500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ (平成31年9月までに)更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



②平成29年4月~

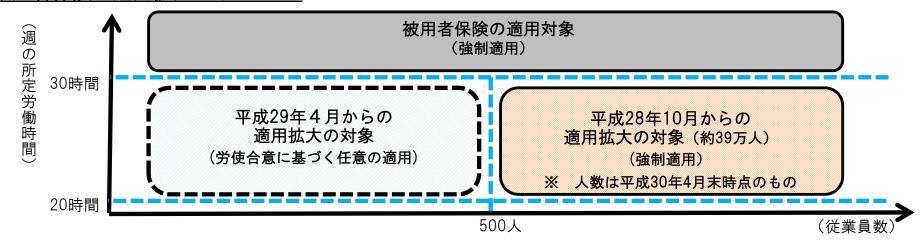
左記(1)~(4)の条件の下、<u>500</u> 人以下の企業等について、

- ・<u>民間企業は、労使合意に基</u> づき、適用拡大を可能に
- ・国・地方公共団体は、適用

③平成31年9月まで

更なる適用拡大 について検討

## <被用者保険の適用拡大のイメージ>



# 年金の繰上げ・繰下げ制度について

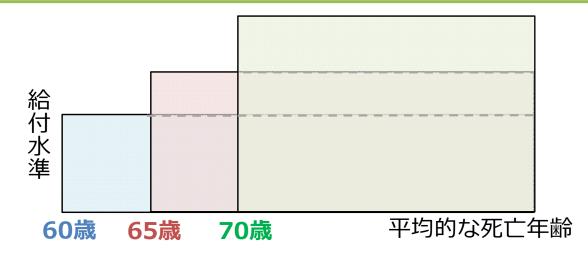
○ 年金は、本人の選択により、 60歳から70歳までの間で繰り上げまたは繰り下げて受給することが可能。繰下げを行った場合、受給しなかった期間に応じて給付水準は上昇するが、現行制度の下では、70歳到達より後に受給開始を繰り下げ、給付水準を更に高めるとの選択はできない。

#### 【参考】高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)

年金の受給開始時期は、現在、60 歳から70 歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち65 歳より後に受給を開始する<u>繰下げ制度</u>について、<u>積極的に制度の周知に取り組むとともに、70 歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。</u>

## 繰上げ・繰下げ受給の考え方

どの年齢を選択しても、<u>受給期間</u>を平均余命までとした場合に、将来 受け取る年金給付の総額は変わらな いように、減額・増額率が設定され ている。



### (参考) 繰上げによる減額率(注1)

請求時の年齢	繰上げによる減額率		
60歳	30%		
61歳	24%		
62歳	18%		
63歳	12%		
64歳	6%		

(参考) 繰下げによる増額率(注1)

請求時の年齢	繰下げによる増額率
66歳	8.4%
67歳	16.8%
68歳	25.2%
69歳	33.6%
70歳	42%

(参考1) 繰上げ受給の実績: 250.7万人(34.1%) (注2)

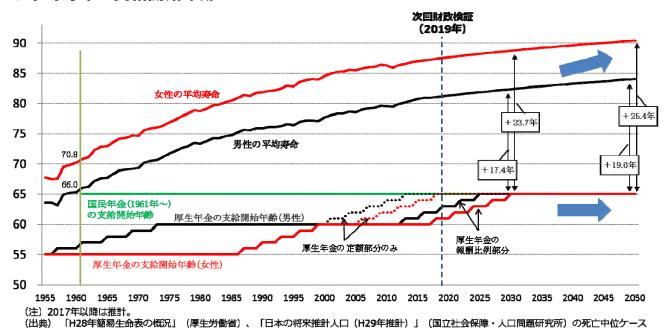
(参考2) 繰下げ受給の実績:10.4万人(1.4%) (注:

- (注1)繰上げ減額率=0.5%×繰上げた月数(60歳~65歳)、 繰下げ増額率=0.7%×繰下げた月数(66歳~70歳)(いずれも昭和16年4月2日以降生まれ)
- (注2) 平成28年度末。国民年金 老齢年金受給権者(基礎のみ・旧国年(5年年金除く)を対象)の人数と割合(出典:厚生年金保険・国民年金事業年報)

## 支給開始年齢(標準的な受給開始年齢)をめぐる状況

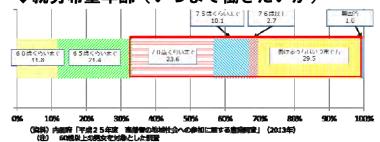
- 厚生年金については、男性は2025年まで、女性は2030年までにかけて、支給開始年齢(標準的な受給開始年齢(注1))の引上げが行われてきている。また、雇用制度もこれに合わせ整備が進められてきた。
  - (注1) 繰上げ・繰下げ制度の下、年金の受給開始年齢は60歳から70歳までの間で個人が選択可能。
  - (注2) 固定された財源の範囲内で給付水準を自動調整する現行制度の下では、仮に標準的な受給開始年齢を引き上げても、引上げにより給付されない こととなる給付費相当分は、全て給付水準の向上に充てられることとなる。
  - (注3) 平成16年改正以前の制度の下では、標準的な受給開始年齢の引上げは、給付総額の減少を通じ、財政負担を軽減する効果を有していた。しか し、現行制度の下では、仮に引上げを行っても給付総額は減少しないため、財政負担の軽減につながる訳ではない。
- 〇 「人生100年時代」を迎えつつある中、7割近くの高齢者が65歳を超えても働く意欲があるとされ、また、平均寿命は今後も更に伸長することが見込まれる。

#### ◆平均寿命と支給開始年齢



		男性		女性			
	平均寿命 (A)	支給開始年齢 (B)	差 (A)—(B)	平均寿命 (A)	支給開始年齢 (B)	差 (A)—(B)	
1961年 国民年金創設	66. 0年	国年:65歳 厚年:57歳	+1.0年 +9.0年	70. 8年	国年:65歳 厚年:55歳	+5.8年 +15.8年	
2030年	82. 4年	国年:65歳 厚年:65歳	+17. 4年	88. 7年	国年:65歳 厚年:65歳	+23. 7年	
2050年	84. 0年	国年:65歳 厚年:65歳	+19. 0年	90. 4年	国年:65歳 厚年:65歳	+25. 4年	

#### **◆就労希望年齢(いつまで働きたいか)**



# 年金の支給開始年齢と高齢者雇用確保について

1994年

【年金】老齢厚生年金の定額部分について、60歳から65歳への引上げを決定 ※3年に1歳ずつ。男子は2001年度から2013年度、女子は2006年度から2018年度にかけて引上げ。

2000年

【年金】老齢厚生年金の報酬比例部分について、60歳から65歳への引上げを決定 ※3年に1歳ずつ。男子は2013年度から2025年度、女子は2018年度から2030年度にかけて引上げ。

2004年

【雇用】年金支給開始年齢の引上げに合わせ、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入(例外: <u>労使協定により</u> 基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)、③定年の定めの廃止、のいずれかの措置を とることを企業に義務付け

2012年

【雇用】上記の例外規定(下線部分)について、2013年度から廃止することを決定。

2013年

【雇用】年金支給開始年齢の引上げに対応するため、国家公務員についても、希望する職員の原則再任用を義務付け。併せて、年金支給開始年齢の段階的な引上げ時期ごとに、定年引上げも含め雇用と年金の接続の在り 方について改めて検討を行うことを決定。

2017年

【雇用】公務員の定年引上げについて、具体的な検討を進めることを決定。

# 在職老齢年金制度について

- 〇 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。(保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される)
- O これは、
  - 働いても不利にならないようにすべき
  - ・ 現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支 え手に回ってもらうべき

という2つの要請のバランスの中で行われているもの。

対象者		対象者数及び支給停止額	イメージ図 (※)年金額は10万円と仮定
60~65歳	<ul> <li>賃金十年金(厚生年金の定額部分も含む)の合計額が28万円を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。</li> <li>賃金が46万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。</li> <li>厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年(女性は2030年)以降、対象はいなくなる。</li> </ul>	約98万人 約7,000億円 (参考) 受給者総数 約540万人	1 (※)年金額は10万円と仮定 賃金と年 金月額の 合計額 28万円 10万円 「賃金(ボーナ ス込み月収)
65歳以上	<65~70歳> - 賃金+年金(基礎年金は対象外)の合計額が現役世代の平均月収相当(46万円)を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 <70歳以上> - 65~70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。	約28万人 約3,000億円 (参考) 受給者総数 約2,368万人	賃金と年金月額の合計額 46万円 賃金(ボーナス込み月収)

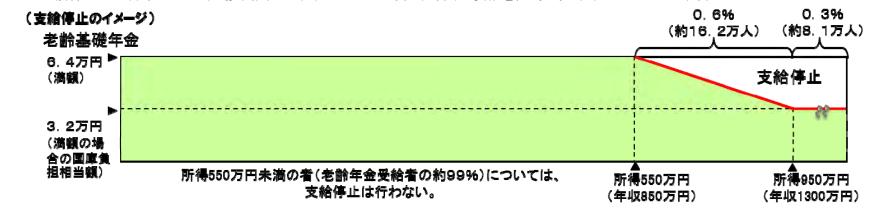
- \*「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を報酬月額とする現役被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。
- \* 「46万円」は、現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。

平成30年4月11日 財政制度等審議会 財政制度分科会提出資料

- 老齢基礎年金は、老齢期における稼得能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。
- 高所得者に係る基礎年金給付については、社会保障・税の一体改革において、世代間の公平性の観点等から、 その国庫負担相当分の支給を停止する制度が提案され、今後検討の上で、必要な措置を講ずるものとされている。

## < 社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案> 【3 党協議の過程で検討事項とされた】

- 〇 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う(税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(2015(H27)年10月))。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。
  - (注) 所得550万円(年収850万円):標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給權者のうち、上位約0.9%に当たる年収) 所得950万円(年収1300万円):標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給權者のうち、上位約0.3%に当たる年収)



## <検討規定>

- ○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号) 第六条
  - 2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、 公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
    - 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

## 【改革の方向性】(案)

- 国庫や年金財政の支え手が減少していく中、「年齢」ではなく「能力」に応じた給付と負担にしていく観点等から、
- 現役世代と比べて遜色のない所得のある一定の高齢者に係る基礎年金の国庫負担相当分の給付停止や、 年金課税の見直しについて検討し、
- ・ 今後高齢化に伴い増加していく国庫への負担を軽減する措置の実施につなげるべきではないか。

## 公的年金等控除の適正化(平成30年度税制改正)

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
  - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
  - ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げる。

## 見直し案(65歳以上の場合)

#### (万円) ▶10 → 基礎控除へ振替 上限設定 公 的 年金以外の所得 年 1.000万円超の場合 金 120 年金以外の所得 等控 110 2.000万円超の場合 90 除 の 額 330 (万円) 1.000 (公的年金等の収入金額)

(注) 65歳未満の場合、最低保障額(現行70万円)は、

- ・ 基礎控除への振替により60万円、
- 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
- ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円 となる。

#### 負担増となる見込みの人数

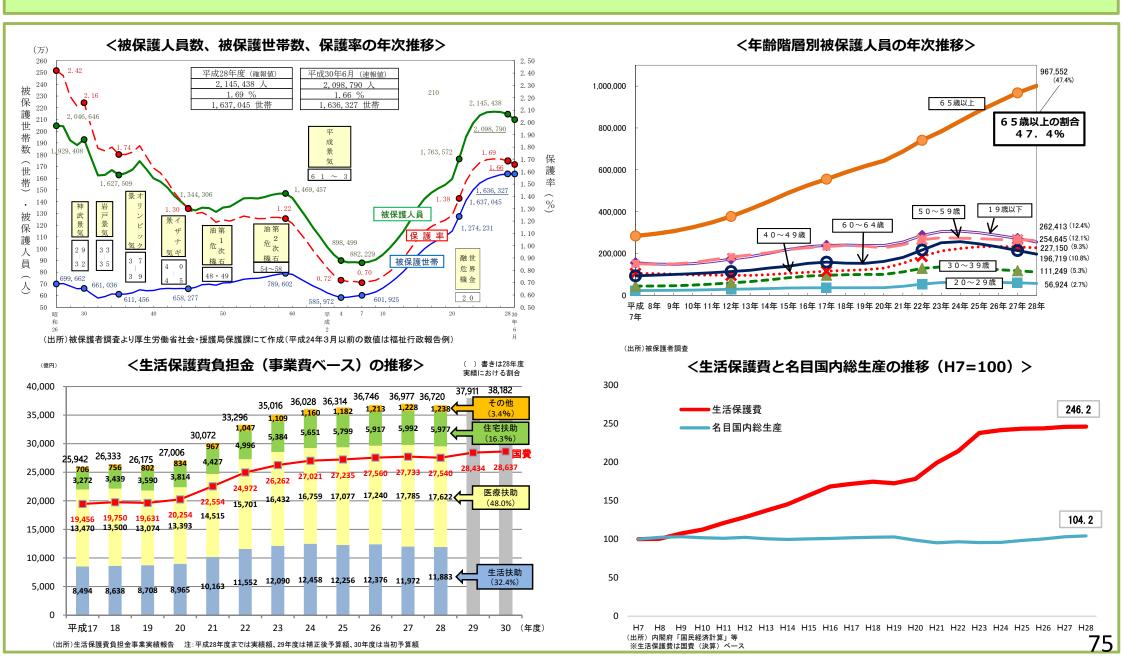
年金収入が1,000万円超の者	3,000人程度
年金以外の所得が1,000万円超 の者(うち2,000万円超の者)	20万人程度 (うち10万人程度)
合計	20万人程度

年金受給者全体(4,000万人程度)の0.5%程度

# VI. 生活保護

# 生活保護の現状

- 生活保護受給者数は平成27年3月をピークに、生活保護受給世帯数は平成29年11月をピークに減少に転じた。
- ) ただ、年齢別に見ると65歳以上の生活保護受給者数は一貫して増加を続け、平成28年度には47.4%。
  - 生活保護費の伸びは、長期的な名目GDPの推移と比較すると伸び率が非常に大きく、近年ではほぼ横ばい。



# 最低生活費の考え方

- 生活保護制度においては、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することが目的(生活保護法第1条)とされて おり、生活保護法において様々な原則や義務が設けられている。
- 最低生活費は、日常的に必要な食費、被服費、光熱水費等に対応するものとして生活保護受給者の年齢、世帯構成及び地域に 応じた生活扶助(第1・2類費と各種加算)のほか、必要に応じた住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給されてい る。

年齡

75**~** 

40.350

39.180

○ これらは最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものである必要。

#### < 最低限度の生活の保障 >

- ① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。 扶養義務者による扶養などは保護に優先される。
  - ・不動産、自動車、預貯金等の資産
  - ・稼働能力の活用
  - ・年金、手当等の社会保障給付
  - ・扶養義務者からの扶養

等

- ② 支給される保護費の額
  - ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた 差額を保護費として支給



#### 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)

#### (保護の補足性)

第四条 保護は、生活に困窮する者が、<u>その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件</u>として行われる。

#### (基準及び程度の原則)

- 第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、 その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した<u>最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且っ、これをこえないものでなければならない。</u>

#### く 生活扶助基準の概要 >

- 生活扶助費は、食費・被服費・光熱水費等の日常生活に必要な経費に対応する扶助費。
- 生活扶助基準の具体的な金額は世帯単位で決まることとなっており、
   【第1類費】食費等の個人的費用(年齢階級別に個人単位で定められた金額の世帯合計)
   【第2類費】光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別に定められた金額)
   を合算して算出。
- 第1類費、第2類費とも、所在地域に応じて6段階の基準が定められている。
- 障害者世帯、母子世帯など<u>特定の世帯には加算</u>がある。

#### < 生活扶助基準額の算出方法 >

生活扶助基準(第1類) 年齢 1級地-1 1級地-2 2級地-1 2級地-2 3級地-1 3級地-2 37.810 0~2 44.010 42.730 40.620 40.620 36.430 44.010 42.730 40.620 40.620 37.810 36.430 3~5 6~11 45.010 43.700 41.550 41.550 38.670 37.250 12~17 47,090 45,710 43,460 43,460 40,460 38,970 45.390 43.160 38.700 18~19 46.760 43.160 40.170 20~40 46.760 45,390 43.160 43,160 40,170 38,700 41~59 46.760 45.390 43.160 43.160 40.170 38.700 60~64 46.760 45.390 43.160 43.160 40.170 38.700 65~69 44.700 45,390 41.260 41.260 38.410 36.990 70~74 44.700 45.390 41.260 41.260 38.410 36.990

37.250

37,250

34.670

	級地別	<del></del>					$\Longrightarrow$
	世帯人員	逓減率					
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地−2	3級地-1	3級地−2
₩1	1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
世 帯	2人	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
	3人	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
畠┃	4人	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
人 員 別	5人	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683
,,, 🔻							

		生活扶助基準(第2類)							
	ш-#- 1 5		基準額						
	世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地−1	3級地-2		
世帯	1人	28,490	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300		
帯	2人	41,830	40,090	40,090	40,090	40,090	40,090		
人	3人	46,410	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480		
員別	4人	48,400	46,390	46,390	46,390	46,390	46,390		
別↓	5人	48,430	46,420	46,420	46,420	46,420	46,420		

※冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。

#### 生活扶助基準(第1類+第2類) ①

※各居住世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた逓減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。



(単位:円/月額)

33.400

※表の基準額及び逓減率は30年10月時点の基準見直し後のものであり、平成30年10 月以降3回にわけて段階的に見直される。